

平成20年度 第1回行政改革推進審議会 議事録

日時：平成20年5月29日（木） 午前10時30分～12時30分

場所：長野市役所第一庁舎8階 第一委員会室

出席者：委員14名（2名欠席）

長野市行政改革推進委員会（庁内）委員5名

会長及び副会長の選出

互選により、会長に伊藤武廣氏、副会長に市川浩一郎氏を選出。

議事

(1) 長野市行政改革大綱及び実施計画について

行政改革推進局次長：資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3により、大綱及び実施計画について説明。

（質疑）

（委員）大変細かいところまで計画ができていて期待したい。ただ一点、職員の削減のところで、140人の目標（5%弱）は若干まだあまいのかなという感じである。いくつかの仕事を止めないといけない。審議会と同じで、何か事故があったりすると組織が膨らむ。逆に言ったら、なかなかそれを元に戻すことができない。審議会の数が110もあるということはそういうことだと思う。今まで大事ではない仕事はないが、事務事業の見直しをして仕事を止めないと職員を減らすことはできない。

（会長）職員数を減らすには、仕事を減らさなければならない。簡単に言うとそういうことか。

（事務局）資料の最後で職員数の推移を入れている。（資料1-1大綱の11ページ）平成9年から19年の職員数の推移という形でこの定員の適正化計画については平成11年から取り組みをしている。中核市移行から年々減少し59名削減している状況である。今回の取り組みは、第3次の定員適正化計画の中での位置付けである。集中改革プラン、合併建設計画でも人件費の削減がある。また、国においても簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律というものもできている。国では4.6%を目標にしているが、内部での事業の見直しなども含める中で業務改善を実施するという形で、140名の削減を進めている。

（委員）実施計画の中に具体的にあったわけではないが、国は、いろいろ税金の申告に関して、電子申告というものを大々的にPRしているところであるが長野市はまだそれに至っていない。今後どういう予定でいるのか。どのくらいの費用が掛かって、或いは導入していけばどのくらいの費用が削減できるのか資料があれば教えて欲しい。

(事務局) 現在検討を行っている段階である。地方税について電子申告を行うことについては地方税電子化協議会が開発を行っており、長野市は協議会のオブザーバー会員となっている。納税者の利便性の向上につながるので、電子申告について情報収集を行い、導入の方向で実施時期について現在検討を行っている。費用については、明確にいくらと出していないが、概算で導入の諸経費は、庁内工事とか機器の設置費用等も含めて100万円程度。この後、事業者とその機器の維持といったお金も初期の経費が200万円程度、使用料等が毎年840万円くらい掛かる。今後どういう経費が具体的に掛かるのか、現在検討なり、調査なりをしている。

(委員) 140名の職員削減の話で、指定管理者にすれば相当数減ってくると思うが、その指定管理者にした場合の人数の減というのはどのくらい見込んでいるのか。

(事務局) 指定管理者を実施することで、19年度は10名、20年度については2名削減することができた。今後新たな施設の416施設を導入していくが、その見込みはまだ立っていない。

(委員) 見込みでも分からないか。

(事務局) いろいろな施設の状況もある。これから導入について検討するので、実績で判断願いたい。

(委員) どのような部署の人を、どういう人を削減しているのか。54名というのはどのような形で削減しているのか。

(事務局) 全体で140名である。各部で事業の見直し等により削減をしていく。各ブロック4.6%というか、その平均値でお願いをしている。各事業を見直すことによって削減をしている。

(委員) 削減された人はどうなるのか。

(事務局) 削減については、退職者も出てくる。定数条例に見合った新規採用をしていく。

(会長) 現在いる人を辞めさせるということではない。

(事務局) 一番は、「退職者」を補充しない。新規採用で毎年ある程度採るが、例えば50人辞めた場合には、20人ぐらいしか採用しない。そうして5年間で140人を削減していくというのが一番の大きな原因というかやり方である。話のように行政改革等によって具体的に部署を代えたりすることもあるが実質的には退職者不補充というところが基

本である。

(委員) 例えば、市町村合併は職員を減らせる。効率のいい運営ができる。例えば大長野市に戸隠が入っても行政費用は極端に増えない。職員全員を雇う必要が無い。

(委員) 数合わせの点では分かるが、戸隠の人をなぜ辞めさせるかって言う理由が私は分からない。

(事務局) 誤解があるといけない。地方公務員法があり、合併したから辞めさせるというわけにはいかない。議員とか理事者、副市長とか村長、町長そういった特別職は辞めていただくということになる。特別職については、全て削減できる。ただ一般職の職員については、法律に定める事項でないと辞めさせることはできない。

(委員) 職員の人員のことで、記載が間違いではないかと思う。22年度の累計が146。先ほど最初のほうには140人削減ということでしたけど22年度の累計のところには146とあり、記載の間違いかどうか確認したい。

(事務局) 実績を入れている。既に18年度で予定よりも6名削減をしている。そのまま積み上げると146名になる。これ以降に新規事業の追加があり概数で50名位いる。実際の削減数は196となる。

(委員) 市税未納額が26億円以上に驚いた。19年度までの実績では電話催告業務について、先進地事例を調査、研究を行うということだが、電話で催促すると効果が表れたという研究成果が得られたのか。先ほどの電子化と併せて何か方策というか新しいものはあるのか。

(事務局) 市税の収納率に関して、平成16年度の時点で市税全体で94.26%の収納率だったが、5月21日時点で未確定値だが平成19年度の収納率を見ると95.41%。因みに16から17年度にかけては94.41%、18年度は94.93%、今年の19年度分が95.41%ということでここ近年では徐々に収納率自体は改善されている。その意味では先ほどの電話の話も努力のひとつである。口座振替を推進するキャンペーンもまたそのひとつであり、少しずつではあるが、改善してきている。

収納率を今後もできるだけ100%に近づけていけるように方策のひとつとして電子申告についても前向きに検討している。

(委員) 電話を掛ける費用とか人数のもいくら掛かるか分からないが、できるだけ効率のいい方法が調査研究の中から更なるものが出ればいい。

(委員) 市税の未納額の中で、市税について償却基準みたいなものはあるのか。仮にあ

るとすれば 18 年度でどのくらい償却されているか。また、償却基準そのものは相当厳しい形で設けられているのか。

(事務局) 基本的に最大限取る努力をする。ただどうしても最終的に物理的に払えない方もいる。本当にどうしようもないというときに、最後の手段でそれを放棄するような形になる。その基準は、有るがとにかく最大限取る努力をした結果ということである。

(委員) 実額は今どの程度か分かるか。

(事務局) 手元の資料で、18 年度の状況では、全体の調停額は 584 億で、不納決算については、3 億 4 千 5 百万ほどである。17 年度については、調停額が 577 億に対して 2 億 5 千 9 百万の不納決算をしている。

(委員) 公民館の指定管理者制度という項目があり、これを見ると住民自治協議会をつくって、そこへ指定管理者制度を導入していくことだと思うが、住民自治協議会の具体的なイメージはどんな感じか。現在公民館の数はどのくらいあるか。

(事務局) 公民館については、今後指定管理者制度の導入を図っていきたい。特に公民館の活動については、地域の皆さんと活動が密接な関係を持っていることから、地域の代表と言うか活動をしている住民自治協議会へ指定管理者をお願いしていきたい。

(委員) 今の公民館制度の中に住民自治協議会が各公民館にあるわけではないのか。

(事務局) 今の住民自治協議会に関して、明後日芹田地区の住民自治協議会が立ち上がり、市内 20 地区で住民自治協議会が立ち上げられた。最終的には 30 地区、長野市を 30 の地区に分けて、住民自治協議会でそれぞれ地区の特性を活かしながら住民自治をすすめていくという仕組み作りを行っている。第 1 ~ 第 5 にはないが、それぞれに市立の公民館がある。今までは生涯学習の場としてある部分偏り過ぎていた部分があるが、住民が主体となって今までのような公民館活動に併せて住民自治を推進していただく活動の拠点としての位置付けも併せてということで今考えている。

(委員) 関連して指定管理者制度にする場合、市でこれについては住民自治協議会にと指定をするということか。例えば、他の団体が公民館運営をしたいと名乗りを上げることができないということか。

(事務局) 指定管理者については公募と公募によらない方法とがある。公募の場合は、その公民館を運営をしたいと手を挙げた団体が対象になる。それからどうしても地域とのつながりが非常に強いという理由で、公募によらない方法でその地域の皆さんに運営をお願いしていくという方法もある。

(委員) 今の話だと公募によらない方を選択するということが。

(事務局) 公民館については地域とのつながりが非常に強いということ、他の団体が入って地域の拠点となる公民館を運営していくのがいいのかどうか、そこも含めて検討する必要がある。

(委員) 今の住民自治協議会の作り方というのが、決して住民参加型とは思えない。地域ということで限定したとすれば、地域の中で他の団体が運営したいというようなことは想定していないのか。

(事務局) 指定管理者の導入に当たって、住民自治協議会の体制を見極めながらということである。地域の中で積極的な地域づくりをしている団体が手を挙げるということも含めて地域と協議をしながら進めていく必要があると担当課には伝える。

(委員) 関連してだが、公民館の建物的な部分の指針と今後の都市内分権とのリンクはどのような構想を描いているのか。

(事務局) 従前の生涯学習的な活用の仕方というのが 1 つある。例えば仮にそのこの地区の住民自治協議会が指定管理者として運営することになっても、その部分は続けてやっていただきたいと考えている。本格的に地域ごとの住民自治を進めていただくために、いろいろな話し合いも当然必要である。それに伴い、様々な活動も出てくる。そうしたときに、「拠点」として公民館を利用する。

(2) 行政サービスの利用者の負担に関する基準(案)について

行政改革推進局経営管理室長：資料 2 - 1、資料 2 - 2、資料 2 - 3 により、行政サービスの利用者の負担に関する基準(案)について説明。

(質疑)

(委員) コストの中に起債利息がない。「ビッグハット」とか「エムウェーブ」とか地方債で造っている。当然地方債というのはコストじゃないのか。

(事務局) 企業会計原則と同じように考えると、借り入れをした利子は当然コストになる。ただし昨年度いろいろ審議会でどこまで求めるかという議論した際に、なるべく直接経費で、その人が利用したことによって増える経費に、ある程度関連付けたほうが分かりやすいということで、間接経費は除く考え方をした。資金繰りのための利子については間接的経費という考え方の方に分類して、除いたほうが利用者にとって公平ということで整理した。

(委員) 利息が一番のコストではないか。

(事務局) コストであるということを審議会が否定したわけではない。コストには違いがない。利用者の料金を決める際に、例えばある建物を造るとき、今までの積み立てで造った場合に利子は発生しない。積み立てがなく、借入れによって造った場合には、利子が発生する。それが例えば市内でA地区に造ったときにはそういう資金繰りをしたけど、B地区に造ったときは積み立てを使ったといった場合に、同じ施設なのに利用者によって、資金繰りによって負担が違ってくる。そこまで厳密にコストを把握しなくてもよいのではないかとということでまとまった。

(委員) 負担率を出すときには、全てのコストを出すべきだと思う。負担金をいくりにするかについて、いろいろな考え方があってもいい。利用者負担率を出そうとすれば、これには諸経費をあげるべきである。それからもうひとつ負担額の総額について述べられているが、分母の記述がない。取ろうと思った利用者負担は、分母によるがその記述がない。コストの総額は分かったが、それを回収する方法の分母の考え方を知りたい。

(事務局) 二段階で考えようとしている。最終的に利用者が100円払うのか、200円払うのかである。利用者が千人いる場合と、二千円いる場合とでは、倍も違う。先ず現状では、過去三年間の利用者実績で負担割合を考える。最終的に料金をどうするかという利用者見込みは、急激に稼働率を倍に上げるとか目標だけを設定しても、実際にそうはいかない。現状の過去の実績がベースになる。現状のままの利用者数でいけば、大きな値上げになる場合に、担当部局はコスト削減を考えていく。実績、担当部局両方利用者の負担にもう少し引き上げが必要な場合は、激変緩和で上げていく。コストを上から下げる努力も行っていく。

(委員) 公営住宅は家賃に建設費を入れている。どうしてこれがCなのか。

(事務局) 公営住宅は別表の5 Cになっている。実際の適用する場合に公営住宅の場合は、公営住宅法という法律がある。全部建物の減価償却費を含め、当然民間の不動産会社と同じ計算で、仮に土地を貸したとすればこれだけ収益が上がるといったものや土地の含み益など含めるということになっている。実務上はその法律に基づいた精算をするが、この表ではサービスの位置付けというか、類型を標準的な考え方で示している。5 Cに入ったものは一般的には建物の減価償却費までは利用者に求めないというグループで類型はされている。例えば基準の中にあるが、別表の右上のほうにも法令等に負担割合が示されているもの、実際には個別の法律が優先して適用すべきというものもある。

(委員) 7ページの と整合性がない。むしろ5 Aではないか。

(事務局) 実際法律上からいうと、義務制があるかどうかといったときに公営住宅は低所得者の公営住宅ですから、建設しなければならない。

(委員) 家賃をどのように決めるかという基準にあてれば 100%になる。5 A ではないか。法律でどうするかということじゃなく、負担金をどうしようか、利用者負担をどうしようかの審議ではないのか。

(事務局) 7 ページの一番上のところにこの基準を適用しないサービスというのが書いてある。実際には、公営住宅はもう少し広い概念である。例えば長野市が合併したが、戸隠地区や鬼無里地区に若者の定住促進のための公営住宅もある。それは公営住宅法によらない公営住宅だが、そういうものの料金をどうするかといった場合に、減価償却は考えないでこういう料金にするとといった、そういう場合に適用する。

(委員) 説明が必要である。

(委員) 論理的に整理されていると思うが、我々一般の市民からすると、ところで一体いくらになるのか? というのが全くここから見えてこない。考え方だけで、これでどうかという審議はしにくい。例えば、こんなになるのなら激変緩和措置では足りないということになる。ところがそれも全然ない。いざ実際に自分が市民として利用して払うときの側面が全然ないので釈然としないところがある。ある程度見えないと、その考え方だけでっていうのは、ちょっと言いにくい気持ちがある。

(事務局) 今、庁内の各部局で、この基準を当てはめると現在の料金の水準がどう変わるかと言うコスト計算をしている。従来の行政のやり方は、例えば料金を年度始めの 4 月から値上げをするといった場合に、市の予算、予算案など条例で料金を決めているが、通常であれば 3 月の審議会での議論となる。その場合 3 月の審議会で料金案の値上げが仮に出て、4 月から値上げとなると事業者に対する説明の期間が短い。今回の考え方は、個々の料金が決まってから市民に説明する前の段階から、考え方などの見直しをしたという、最初の段階の基準を先ず市民に公表しようということで行った。今までこういった基準が、公表されず急に料金の値上げ案だけでくるといった中で、各論がなければ議論できないというご意見もある。先ず個別に料金を上げるかどうか、施設ごと事業ごとに一個一個担当部局が利用者に説明する資料を作成するが、今回はそれより前の政策決定の根本を公表するということである。

(会長) サンプルとかシミュレーションの案とかは、いつ頃でくるのか。

(事務局) 作業を実施中で、7 月には取りまとめる。誤解があるといけませんが、基準に当てはめると、例えば 2 倍になるという情報公開をしたときに、2 倍になった(決定になった)と誤解されないようにしていく。本当に政策判断として、それだけ上げなければならない

いのかどうか、政策判断と一緒に利用者へ説明していく。順次この審議会にも経過を説明していく。

(委員) 大きな建物(箱物)の中に、いろいろな種類の入った施設がある。受益者または利用料、負担という名前がついているが、その出し方がここにはない。その辺のところをきちんと出すべきである。それともう1つは「児童館・児童センター」について、教育委員会で放課後子どもプランと一緒にするという考え方を持っている。その関係をどうするのか。それから呼び名は、受益者負担金と言うのか、利用料というのか、利用者負担などいろいろな名前がある。まとめて同じ名前にするべきではないか。

(会長) しっかり検討していただきたい。ご意見があるかと思うが、個々の意見はどんどん出していただきたいと思う。全体を通して何かご意見がなければ議事を終了します。